

至^リニ世祖時^ニ有^リ詔。弘吉刺萬戸所^レ受^{タル}驛券圓符皆仍^ルニ其舊^ニ。凡^ソ駿兒火都所^レ受^{タル}者^ハ。宜^{シク}ニ皆收^ム之^ヲ。

と記してある。特薛禪は弘吉刺氏である。特薛禪以後相ついでその家に傳へた驛券圓符はみな舊によりて襲用し得るけれども、獨り特薛禪の孫なる駿兒火都の受けたるものだけはこれを收還したことを謂うたのである。さうすれば駿兒火都が曾て圓符を受けたことは疑ない事實であらうし、また圓符を受けたものは獨り駿兒火都だけでなく、特薛禪の孫である幹陳以來世襲した弘吉刺萬戸も、また世祖の時以前からこれを受けて居つたものであることを知り得られる。たゞこゝには圓符とだけ言うて、金・銀字圓符とも、海青圓符とも言つてないけれども、然もこの記事の對應する所を考へて見ると、即ち前に引いた駿兒火都に賜うた金・銀字海青圓符を指したものに外ならぬこと自ら明らかなることである。余はこゝに「金銀字海青圓符五」と見えてゐるのを、箭内博士の見るやうに、金銀字圓符と海青圓符との兩種を指したものと見るべきであるか、或は金銀字海青圓符といふ一種と見るべきであるかについては、直ちに決定することを躊躇しなければならぬ。元史には海青符と金銀字圓符との兩種の名稱が用ゐられてあることは事實であるけれども、然もかゝる用法は同時に並行して居るのではなくして、殆ど海青符の名が用ゐられるやうになつた頃から金銀字圓符の名が用ゐられ始める事實に鑒みると、必ずしも初めからこれ等相異つた兩種が存したのではなくして、當初金・銀字海青圓符と稱せられたものが、初期には或は單に海青符と呼ばれ、後には金・銀字圓符と稱せらるゝことになつたものとも考へ得られないからである。而して元史のこの傳に見える記事の眞偽についても、また俄に決することは困難である。思ふに當時即ち太祖の頃には、一には符牌の制を遼もしくは金から傳へながら、なほその制度の完備しなかつたこと、一には符牌當面の目的である驛傳の制度も、